

○農家の皆さんへ○

転作の申請は お済みですか

今年も転作の時期になりました。「農家のみなさんへ」のチラシでお知らせしましたようにあなたの地区の決められた面接日、場所においでください。

◎申請方法

あなたの地区の決められた面接日に来られなかった方は、三月二十五日まで地区の農協（または支所）に転作台帳を置いてあるので農協（または支所）で申請してください。

市役所で申請される方は四月一日以降においでください。申請の締め切りは四月二十八日（金）です。申請が抜かりますと助成補助金がもらえませんが注意してください。

転作をする、しないにかかわらず全員の方が申請してください。

い。申請には印鑑が必要です。

◎注意事項

・「休耕」は転作にはなりません。転作面積に含まれません。助成補助金ももらえません。

・飼料作物（牧草など）を作付けするときは有畜農家と契約して供給することが条件となります。ただし、あなたが有畜農家のときは契約書はいりません。

・地力増進作物として、すぎ込むときは契約書はいりません。地力増進作物は基本額のみで加算金がもらえませんので注意してください。

・青刈り稲は、申請のとき利用計画が必要です。例えばしめ縄などの工芸用、果樹園や畜舎などの敷料などです。ほ場から搬出して利用することが要件で、直接すき込んで緑肥とするときは転作の対象になりません。

・大豆、そばなどについては、集荷業者（農協など）と売り渡し予約をして出荷するようにしてください。通常の収穫を上げるのにふじゅうぶんな状態であるものは、申請されても休耕扱いとなり助成補助金がもらえないことがあります。

◎制度の有効活用方法

・集落や敷地で話し合っ

を造ると一〇ア当たり永年性一般作物二万円、特例作物（野菜・タバコ）五千円の加算金が付き

ます。要件は団地の面積が三畝以上（一〜三畝のときは団地化率六六・六七以上）で一〜二畝の団地は二作物、三畝以上は三作物以内に統一し、統一率九〇以上です。

・指定作物を作付けすると産地形成加算が一〇ア当たり永年性一般作物二万円、特例作物五千円がもらえます。

上倉Ⅱ四方竹、瓶岩Ⅱみょうが、長岡Ⅱ食用かんしょ、三和Ⅱとうもろこし、岩村Ⅱねぎ、それ以外の地区はオクラが指定作物です。

・地区（旧村単位）の転作率が五〇以上あるときは特認加算として集落営農転換加算がもらえます。一〇ア当たり永年性一般作物一万円、特例作物五千円です。

・上倉、瓶岩、十市地区でも八〇ア以上の団地を造ると小規模団地加算がもらえます。一〇ア当たり永年性一般作物一万円、特例作物五千円です。要件は八〇ア以上の連担した団地で二作物の統一率が九〇以上です。

・農業者が基金を拠出し、事業

を実施したときは地域営農加算がもらえます。永年性一般作物一万円、特例作物五千円です。

農協（または支所）を単位に協議会を作り、水田利用合理化計画をたてます。三分の二以上の農業者の参加で基金を拠出し、事業を実施します。

制度の内容をよく知っていた

■南国警察署より■

警察に相談、 連絡を

事件・事故の発生時、または見たり聞いたりしたときは、まず一〇番で警察へ連絡することとはご承知のとおりです。

そのほかにも警察への連絡は、

用件によってそれぞれの係が直接電話に出て、皆さんのご要望、ご意見に対してお答えするよう

に県警察本部では次の電話で待機しています。どうぞ要件別にそれぞれの電話でお気軽にご相談、お問い合わせください。

○暴力団に関するものごと、困りごとの相談（暴力相談電話 ☎ 20110）

○信号機や道路標識など交通規制についての相談（交通相談テレフォン ☎ 76600）

○快適なドライブのために出発前にダイヤルしましょう（交通

管制センター ☎ 11211）

○運転免許に関するお問い合わせでも相談（運転免許センター ☎ 12211）

○麻薬・覚せい剤のことなら何でも相談（覚せい剤相談電話 ☎ 4093）

○いじめについて、どんな小さなことでもご相談を（いじめ相談電話 ☎ 7867）

○少年自身の悩みや非行の相談（ヤングテレフォンコーナー ☎ 0809）

○警察に対する意見・要望・苦情等（県民の声 一〇番 ☎ 29110）

なお、この電話以外に南国警察署（☎ 21511）へ直接電話していただいてもけっこうです。